

## 懲戒処分の公表

大隅肝属地区消防組合は、下表のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	加害者及び被害者は、令和3年度から4年度にかけて中央消防署に所属していた。加害者である当時40歳代の消防司令補が、被害者に対して「不快に感じるあだ名で繰り返し呼んだ。」、「車両のタイヤの溝に詰まっていた小石を投げた。」、「保安帽をかぶっていた時、小綱ではたいた。」、「車両に積載していたライトの光を顔に当て反応を面白がった。」等のパワーハラスメント行為を行ったもの												
処分の時期	令和7年10月7日												
懲戒被処分者 及び処分内容	<table border="1"><tr><td>所属 (消防署・課等)</td><td>中央消防署（当時）</td></tr><tr><td>職・階級</td><td>消防職員・消防司令補</td></tr><tr><td>性別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年齢</td><td>40歳代</td></tr><tr><td>処分の種類 及び程度</td><td>懲戒処分「減給10分の1（2か月）」</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法違反</td></tr></table>	所属 (消防署・課等)	中央消防署（当時）	職・階級	消防職員・消防司令補	性別	男性	年齢	40歳代	処分の種類 及び程度	懲戒処分「減給10分の1（2か月）」	処分理由	地方公務員法違反
所属 (消防署・課等)	中央消防署（当時）												
職・階級	消防職員・消防司令補												
性別	男性												
年齢	40歳代												
処分の種類 及び程度	懲戒処分「減給10分の1（2か月）」												
処分理由	地方公務員法違反												

【問合せ先】 総務課管理係（電話）0994-52-1191